

令和6年9月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年9月24日（火） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年9月24日（火） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	財 政 課 長	鈴 木 俊 久
税 務 課 長	長 野 了	住 民 生 活 課 長	鈴 木 知 寿

福 祉 課 長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産 業 課 長	栗田俊助	建 設 課 長	岡本教夫
定住推進課長	鈴木孝佳	上下水道課長	小坂一郎
会 計 課 長	古川敏勝	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	三澤由紀子	病院事務局長	朝比奈直之

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議 会 書 記	森下幹子
--------	------	---------	------

10 会議に付した事件

議案第65号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第66号 令和6年度森町一般会計補正予算（第7号）

議案第67号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和6年度森町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第69号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

認定第1号 令和5年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和5年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和5年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 令和 5 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

認定第 9 号 令和 5 年度森町水道事業会計決算認定について

認定第 10 号 令和 5 年度森町病院事業会計決算認定について

陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採
択を求める陳情

発議第 3 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出
について

発議第 4 号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について

議案第 72 号 令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 73 号 建設工事請負契約の締結について

<議事の経過>

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

日程第 1 から日程第 5 までの議案 5 件を一括議題とします。

本件は、いずれも 9 月 10 日の本会議において所管の常任委員会
に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果
について、委員長報告を求めます。

初めに、第一常任委員会委員長、亀澤進君。

登壇願います。

12 番議員

（ 亀 澤 進 君 ） 第一常任委員会委員長の亀澤進です。

第一常任委員会委員長報告をいたします。

去る 9 月 10 日の本会議において第一常任委員会に付託されま
した議案は、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第
7 号）」、議案第 68 号「令和 6 年度森町病院事業会計補正予算（第
1 号）」の以上 2 件であります。

付託された議案審査のため、去る 9 月 12 日に委員会を開催し、

審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

9月12日午前9時30分、議員控室において委員全員の出席、当局より副町長、教育長出席のもと、委員会を開会しました。

議長、副町長、教育長から御挨拶をいただいた後、審査の方法を確認後、審査に入りました。

議案第66号「令和6年度森町一般会計補正予算（第7号）に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。

「全国大会等参加補助金は体育系だけではなく、文化系も対象になるのか」との問いに、「補助金は平成25年4月から適用の制度で、スポーツ大会が対象であり、それ以外は対象とはならない」との答弁でした。

「文化系対象の補助金はないのか」との問いに、「町の制度としてはないが、民間では高林賞が文化系も対象としている。今後の課題として検討していきたい」との答弁でした。

「全国大会等の開催場所は様々であるが、一律1万5,000円なのか」との問いに、「静岡県から遠い場所に行くほど金額が高くなるよう設定している。関東、北信越、東海、近畿は1万円。東北、中国、四国は1万5,000円。北海道、九州、沖縄の場合は2万円というようにブロック分けしている。また、国際大会の場合はさらに金額が上がる設定になっている」との答弁でした。

「補助対象となる全国大会とは」との問いに、「オリンピック等の国際大会、国民体育大会、全国高校総体、全国高校野球選手権大会、地区予選を経た東海大会又は全国大会、ただし親善交流試合を除くもので大別されている」との答弁でした。

「鈴木藤三郎特別展調整謝礼と台湾内移動手配等委託料について説明を」との問いに、「鈴木藤三郎特別展は台湾糖業博物館主催の事業で、鈴木藤三郎に精通しているということで以前から交流がある村松達雄氏に町との調整依頼があり、町から特別展へ展示

物の提供するよう依頼を受けて、それに協力するという形のものである。台湾内での移動については、町長が台湾の茶業改良場と藤江勝太郎資料館を視察訪問し、その後、台湾糖業博物館での鈴木藤三郎特別展のオープニングセレモニーに出席するためのものである」との答弁でした。他に質疑はなく、以上で社会教育課の審査を終了しました。

次に、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）に係る防災課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「ハザードマップ作成業務ついて、危険区域はこれまでよりどれだけ増えているのか」との問いに、「土砂災害危険区域については、平成 29 年 3 月 31 日までで 338 か所の指定があった。その後、平成 30 年 1 月 26 日、平成 30 年 3 月 30 日、平成 31 年 3 月 29 日、令和 2 年 2 月 21 日、4 回に分けて合計で 94 か所追加指定されている。地域防災計画の資料編にも計上をしているが、現在の箇所数は 432 か所ということになる」との答弁でした。

「ハザードマップはいつ頃できあがり、どのように周知していくのか」との問いに、「予算が認められれば 10 月に発注、年度内に完成し、来年度早期に全世帯に配布して周知していきたい。また、自主防災会の代表などが参集して雨季前に行われる防災連絡会でも周知していきたい」との答弁でした。他に質疑はなく、以上で防災課の審査を終了しました。

次に、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）に係る健康こども課所管事項について」を議題とし、特に補足説明もなく、質疑に入りました。さしたる質疑もなく、以上で健康こども課の審査を終了しました。

次に、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）に係る財政課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「令和 6 年度末の基金残高は」との問いに、「令和 6 年度末見込

みとしては、財政調整基金は13億2,739万5,000円、スポーツ振興基金は1,169万7,000円、ふるさと応援基金は11億4,488万7,000円を見込んでいる」との答弁でした。他に質疑はなく、以上で財政課の審査を終了しました。

次に、付託陳情の審査を行いました。付託陳情の審査の詳細は、後ほど報告します。

次に、病院長の御挨拶をいただいた後、議案第68号「令和6年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員 of 補足説明を受け、質疑に入りました。

「貸借対照表の破産更正債権の説明を」との問いに、「医業収益等の未収金のうち3年を超えたものについて、破産更正債権という形で処理している」との答弁でした。他に質疑はなく、以上で森町病院の審査を終了しました。

以上で付託された全議案の審査を終了し、それぞれ1件ずつ討論・採決を行いました。審議した議案2件の採決の結果は、次のとおりです。議案第66号、議案第68号の2議案については、いずれも委員全員の賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上が、令和6年9月森町議会定例会において、第一常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）次に、第二常任委員会委員長、川岸和歌子君。

登壇願います。

5 番議員

（ 川岸和花子 君 ）5番、川岸和花子でございます。

第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る9月10日の本会議において第二常任委員会に付託されました案件は、議案第65号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第66号「令和6年度森町一般会計補正予算（第7号）」、議案第67号「令和6年度森町国民健康保険特別会

計補正予算（第2号）」、議案第69号「静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、以上4件であります。

付託された議案審査のため、去る9月12日に委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

9月12日午前9時30分、委員会室において委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。

副議長、町長から御挨拶をいただいたのち、付託の議案審査に先立ち伊豆橋沢川改修工事箇所外1か所の現地視察を行いました。

現地において、担当課職員から説明を受けた後、委員会室に戻り、審査の方法を確認後、まず、建設課所管事項の審査に入りました。

議案第66号「令和6年度森町一般会計補正予算（第7号）に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「遠州森町スマートIC車長制限解除課題整理検討業務委託料について、検討する理由と今後の進め方は」との問いに、「遠州森町スマートインターチェンジ周辺でトラックステーション建設の需要が高まっている中で、企業誘致をスムーズに進めていくためにも検討することとなった。今年度課題の洗い出しと調査をして、来年度に概略の設計に入っていく」との答弁でした。

「町単独河川改修事業、伊豆橋沢川改修について、全体の事業費と工事後の通水能力の変化は」との問いに、「全体延長が175.3メートルで、今年度の事業区間はボックスカルバートとL型水路の製品の設置及び用地補償費を含めて60,000千円、来年度の工事区間はブロック積工の予定で3,000万円から4,000万円を予定しており、6月補正の用地測量業務委託と併せて、約1億円強になる。工事後の通水能力については、川幅を1.2メートルから1.8メートルにすることで、勾配などの条件もあるが、単純計算では1.5

倍になる」との答弁でした。

「公共土木施設災害復旧工事の鍛冶島橋下部工工事での財源、地方債 75,000 千円は交付税措置の対象か」との問いに、「一般単独災害復旧事業債で元利償還金の 47.5 パーセントが交付税措置される」との答弁でした。他に質疑はなく、以上で建設課の審査を終了しました。

次に、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）に係る定住推進課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

「建築物等耐震化促進事業費補助金の申請状況は」との問いに、「能登半島地震の影響もあって町民の関心も高まり、5 月の連休明けには今年度の受付予定数がいっぱいになった。国と県に対し要望して、森町は 30 件の予算がついている。しかしまだ不足しているので財源確保に努め、確保できたら 12 月補正で上程したいと考えている」との答弁でした。

「耐震診断事業と耐震改修実施事業の実績は」との問いに、「わが家の専門家診断事業は平成 13 年度から実施しており、今年度申請を含め 794 件、実施率は 50.41 パーセントと県内 8 位になっており、無料診断については当初の目的を果たしたと考える。耐震補強工事については今年度申請を含め 257 件で、実施率は 16.32 パーセントと県内 5 位になっている」との答弁でした。

「住宅屋根耐風改修事業についてカラーベストなどの屋根も対象か」との問いに、「粘土瓦・セメント瓦が対象で、緊結方法が全ての瓦を止めるように建築基準法が改正された。瓦以外のカラーベストやトタン屋根は対象外」との答弁でした。他に質疑はなく、以上で定住推進課の審査を終了しました。

次に、議案第 65 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とし、特に補足説明はなく、質疑に入りました。

「附則で経過措置が適用される期間は」との問いに、「8 月に更

新された被保険者証の有効期限が令和 7 年 7 月 31 日までとなっているので、最長それまでは罰則が適用される期間である」との答弁でした。他に質疑はなく、次に議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、特に補足説明はなく、質疑に入りました。さしたる質疑はなく、次に議案第 67 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とし、特に補足説明はなく、質疑に入りました。

「国民健康保険の第三者行為等にかかる精算件数と内訳は」との問いに、「第三者行為にかかる返還が二人、15 件、111 万 2,829 円で、国保の資格を喪失していたにも関わらず、国保の保険証を使用して受診したという不当利得の返還が 13 人、56 件、50 万 7,893 円」との答弁でした。他に質疑はなく、次に議案第 69 号「静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とし、特に補足説明はなく、質疑に入りました。さしたる質疑はなく、以上で住民生活課の審査を終了しました。

次に、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）に係る産業課所管事項について」を議題とし、特に補足説明はなく、質疑に入りました。

「森町体験の里指定管理料 11,000 千円は株式会社アクティ森 32 期の決算の 1,100 万円の赤字の補填ではないか」との問いに、「前年度の 32 期の決算での 1,100 万円の損失は資本金・現金で処理をして既に清算している。今回の補正の 11,000 千円は令和 6 年度の人件費・光熱水費等の高騰による販売管理費の増加など、支出の増加に加えて想定売り上げ達成が難しい状況に対する補正をお願いしている。町が保有する公の施設、森町体験の里アクティ森の目的を効果的に達成するための経費である」との答弁でした。

「アクティ森を 30 年以上運営してきて、このように赤字が出るようでは体制を抜本的に立て直す必要があるのでは」との問いに、「引き続き町の施設として維持してまいりたいと考えているが、

運営の見直しとして、株式会社アクティ森において経営会議を立ち上げている。町においても指定管理制度を続けていくのか、民間事業者への移管をしていくのか、検討していく」との答弁でした。

「株式会社アクティ森とは別に、庁内で体験の里を将来どうするのか検討委員会を立ち上げてはどうか」との問いに、「町長を含め産業課で検討している。必要な時期になれば設置をしてまいりたい」との答弁でした。

「今年度4月からの売上高の状況は」との問いに、「4月から8月までの実績は3,035万8,446円で、昨年度の同時期は2,508万13円だったので前年度比21パーセントの増で好調を維持している。しかし、年度目標の1億1,600万円を月別に分けた目標に対しては、97.9パーセントと達成していない現状であり、そこに経費が増え、支出が増加している」との答弁でした。

「コンサルティング業務委託で調査しているが、成果は」との問いに、「今年12月までが契約期間なので、その結果を受けて課題解決に向けて、検討していく予定」との答弁でした。

「そば打ち体験施設ほっとりについて、どうなっているか」との問いに、「そば打ち体験施設ほっとりは、農事組合法人あじさいグループの所有物件であり直営で営業していたが、4月頃から運営できないとの話があり、なくなるのは惜しいということで地元の実業家が3か月間、金・土・日と試しに営業していた。しかし、毎月赤字が出るということで継続は難しく、休業となった。現在施設については町が寄附を受けることとなり、今は株式会社アマガタの指定管理となり、活用については、今後を検討していく」との答弁でした。

「誘客のために遠州森駅の看板やパンフレットなどのPRは」との問いに、「遠州森駅前の整備については、遠州の小京都リノベーション計画の中で検討・実施していく。パンフレットの配架は天竜浜名湖鉄道の意見も参考にどうするか検討していく」との答

弁でした。

「お金をかけずにSNSでインフルエンサーにPRしてもらう仕掛けは」との問いに、「町内のデジタルスタンプラリーなど整備されているのでもっと活用したい。イベントも打っているが、PR不足は課題である」との答弁でした。

「30年以上続けてきた実績は。また指定管理料の上限はあるか」との問いに、「アクティ森は小國神社に次ぐ来場者数がある観光施設であるところが実績である。指定管理料に上限額は定められていないが、過去に最大4,800万円になったことがある」との答弁でした。

「当初予算で修繕費がついているが、執行されているのか。また、借入金3,000万円があるが、効果的に使われているのか」との問いに、「修繕箇所が決まっているものは全て発注済みである。また、借入金の一部はバーベキュー施設投資のための借入れであって、バーベキューについては売り上げが伸びていることから、効果的な利用ができていると考える」との答弁でした。

「スタッフが幸せに働くことができるように、本気で変えていこうという気概があるか」との問いに、「アクティ森では総数30人以上の従業員が同じ方向に向かって喜んで働け、来場者にも喜んでもらえる施設にしていくよう、支配人が努力して、間違いのない経営方針で臨んでくれている。夏のボーナスについて、支配人は支給なし、その他の職員はカットして十分な報酬を得られず働いていることを考えて、指定管理料の増額をお願いしている。今、従業員は冬の賞与は満額もらえるよう、夏の繁忙期から働いてくれている。働きたい人が満足して働けるよう、また多くの働きたい人の応募があるような施設にしていくため改革をしていかなければならないと考えている」との答弁でした。

「農業用施設災害復旧事業、崩土除去等作業手数料について詳細は」との問いに、「旧泉陽中学校の敷地内にある残土は全体で約1,050立方メートルあり、300立方メートルについては復旧に利用

ができるが、残りの約 750 立方メートルを処分するもの。処分場所は広域農道沿いの袋井みつかわ病院の前の袋井市建設残土再生事業協同組合で、搬入の距離数も計算して 740 万円計上している」との答弁でした。他に質疑はなく、以上で産業課に係る審査を終了しました。

以上で付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ 1 件ずつ採決を行いました。審議した議案 4 件の採決の結果は、次のとおりです。議案第 65 号、議案第 66 号、議案第 67 号、議案第 69 号の 4 議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上が、令和 6 年 9 月森町議会定例会において第二常任委員会に付託された審査の経過と結果でございます。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

御清聴ありがとうございました。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 以上で各常任委員会委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

日程第 1、議案第 65 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

11 番西田彰君。

登壇願います。

11 番議員 (西 田 彰 君) 11 番、西田彰でございます。

議案第 65 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」反対の立場から討論します。

個人番号を確認できるＩＣチップ付きの身分証明書となるカードを健康保険証として利用できる国は我が国以外にはない、加藤厚生労働大臣の国会での答弁です。

マイナ保険証が、我が国独自のものと認めました。

イギリス、ドイツ、フランス、米国などともにデジタルＩＤの活用が進んでいますが、マイナンバーカードのようなＩＣカードは、デジタルトランスフォーメーション、ＤＸに逆行すると専門家は指摘しています。

マイナンバー制度とマイナンバーカードの実態がずれている、なのに説明が足りず、政府もよく分からないまま進めているのは、恐ろしいことである。

G7諸国では、マイナンバーカードのような制度は存在しない。健康保険証廃止によって事実上義務化、強制化を目指す日本は異端の国に映る。

このような論説がある中で明らかなのは、一つ目には、マイナンバーカードの取得は任意であることから、現行の紙による健康保険証廃止は半ば強制であり、法律違反となるのではないのでしょうか。希望者には紙の健康保険証を発行しなければならないと思います。条例にも、取得は任意であるとの文言を追記すべきである。

二つ目には、地方行政の役割として、住民の暮らし、福祉、健康の増進に寄与するものでなければならないとの立場に立てば、マイナ保険証のメリット・デメリット、なぜ紙の保険証では駄目なのかの説明を十分尽くすべきである。以上申し上げまして、私の反対討論といたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長

(吉 筋 恵 治 君) その他に討論はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

登壇願います。

5 番議員

(川岸和花子 君) 5 番、川岸和花子です。

議案第 65 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」私は賛成の立場で討論させていただきます。

こちらは国の方針により、12 月 2 日より被保険証が発行されることがないために返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料規定が削除されるという条例改正でございます。

マイナ保険証のメリットとしては、データの管理により、本人の同意が得られれば、治療状況や、服や服薬の種類などデータですぐに確認が取れますし、本人の確認が取れなくても、そのデータによって医師が確認を取れる便利なものでございます。

また、限度額、認定証の申請・発行等もしなくても限度額に達した時点で支払いも抑えられるというものです。

また、健診結果に対してもマイナポータルで確認ができ、マイナンバーカードになるメリットが大きいことと認識しております。以上の点から、マイナンバーカードを含む議案第 65 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 65 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立多数です。

したがって、議案第 65 号は可決されました。

日程第 2、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 7 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

11 番議員

11 番、西田彰君。

登壇願います。

(西 田 彰 君) 11 番、西田彰です。

議案第 66 号「森町一般会計補正予算（第 7 号）」に賛成の立場から討論いたします。

提案された補正額は 336,262 千円が追加され、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10,843,048 千円とするものです。

補正には、森町病院への繰出、木造住宅耐震化事業等への補助金の追加、今後の河川や道路等の災害発生に対応するための予算が含まれ適当と思いますが、体験の里指定管理料 11,000 千円の追加はいかがでしょう。

9 月議会初日に開かれた全員協議会で報告のあったアクティ森第 32 期報告書では、29 期・30 期・31 期では、かろうじて黒字となっていますが、この 3 期ではコロナ対応継続支援金が 3,000 万円、1,579 万 5,000 円、1,282 万 3,000 円が補正された上での営業実績でした。その支援金がなくなった 32 期に 1,000 万円以上の負債を出しています。

この改善策として、事業報告では、受身営業からの脱却、財務状況を考慮した経費の削減等、人件費を含めた見直しなどを行い、月 70 万円の収支改善に取り組むとしていましたが、今回の補正で問題点が改善されていない状況では、さらに今後、指定管理料の補正が心配されるようです。

体験の里アクティ森運営を巡っては、長年の行政課題であると私は捉えておりますことから、存続の可否を早急に検討することを付け加えまして、賛成の討論といたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

登壇願います。

3 番議員

(佐 藤 明 孝 君) 3 番、佐藤明孝です。

「令和6年度森町一般会計補正予算（第7号）」につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

補正予算につきましては地方自治法第218条に根拠が示されてございます。

当初予算編成後に何らかの事情、例えば災害、国・県の事業等でいろいろな変更があった、こういったものの確定に基づいて当初予算に増減等の変更を加えるというものでございます。これにつきましては、いろいろな項目がございます。

森町体験の里アクティ森の関係でございます。これにつきましては、今西田議員からも御指摘がありましたように、確かに指定管理料、ずっと経営がちょっと厳しい状況が続いているということでございます。

しかしながら、アクティ森につきましては、経営会議等も立ち上げ、今後の経営運営等については審議と対応の検討を図っていくということを町長からも御答弁をいただいております。こういったことに期待しまして、私は今回の補正11,000千円については、やはりアクティ森、公の施設の目的達成のために補正するものというところで、これにつきましても私は賛成という気持ちでございます。

一つ付け加えるとするならば、町長の権限の中に、公の施設については、管理・廃止ということもございます。こういったところをちょっと踏まえていただいて、今後の運営については、また検討をいろいろしていただければと感じる次第でございます。

そのほか災害対策等、あとはスマートインター等の改良事業、さらには河川の改修事業、また大学の東京圏にあるキャンパス等の学生に対するこの補助事業、こういったものについては、やはり今後の森町を活性化させるための大事な事業と私は位置づけておりますし、当局もそのような形で今後、取り組んでいかれるものと思います。

以上のことを踏まえまして、補正予算（第7号）につきまして

は、賛成の立場で討論をさせていただきました。

議員各位の御賛同をぜひともお願い申し上げたいと思います。
以上で終わります。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。
これから議案第 66 号を採決します。

本案に対する第一、第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 66 号は可決されました。

日程第 3、議案第 67 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 67 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 67 号は可決されました。

日程第 4、議案第 68 号「令和 6 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

議 長

これから議案第 68 号を採決します。

本案に対する第一常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 68 号は可決されました。

日程第 5、議案第 69 号「静岡県後期高齢者医療広域連合の広域連合規約の変更について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 69 号を採決します。

本案に対する第二常任委員会の報告は可決すべきものと決しています。

本案を決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立多数です。

したがって、議案第 69 号は可決されました。

日程第 6、認定第 1 号「令和 5 年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 1 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第 1 号は認定することに決定しました。

日程第7、認定第2号「令和5年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第2号は決定することに決定しました。

日程第8、認定第3号「令和5年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

日程第9、認定第4号「令和5年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

議 長

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

議 長

(起 立 全 員)

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

日程第10、認定第5号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

日程第11、認定第6号「令和5年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

日程第12、認定第7号「令和5年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。 これから認定第 7 号を採決します。 この決算は認定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、認定第 7 号は認定することに決定しました。 日程第 13、認定第 8 号「令和 5 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。 これから認定第 8 号を採決します。 この決算は認定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、認定第 8 号は認定することに決定しました。 日程第 14、認定第 9 号「令和 5 年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。 これから認定第 9 号を採決します。 この決算は認定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、認定第 9 号は認定することに決定しました。 日程第 15、認定第 10 号「令和 5 年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

議長

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから認定第 10 号を採決します。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、認定第 10 号は認定することに決定しました。

日程第 16、陳情第 2 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情」を議題とします。

本陳情は 9 月 10 日の本会議において、第一常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

第一常任委員会委員長、亀澤進君。

登壇願います。

12 番議員

(亀 澤 進 君) 第一常任委員会委員長の亀澤進です。

第一常任委員会委員長報告をいたします。

去る 9 月 10 日の本会議において第一常任委員会に付託されました陳情案件は、陳情第 2 号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情」の 1 件であります。

9 月 12 日午前 11 時 20 分から議員控室において委員全員の出席、当局から副町長、総務課長出席のもと、委員会を再開し、審査に入りました。

本陳情について総務課長からは「町としては、会計年度任用職員の報酬が最低賃金を下回らないように毎年速やかに対応している。物価高騰やインフレ等で少しずつ生活が厳しくなるというような状況において、最低賃金についても毎年改正されていると理解している。最低賃金を無理に引き上げて、中小企業・小規模事業者への特別補助を行うという考え方には違和感がある」との意

見がありました。

各委員からは「全国一律最低賃金を 1,500 円にということで、業種等いろいろあるのではっきりとは言えないが、やはりそのぐらい払ってあげないと日本が良くなならないのかなと思う」「諸外国との比較で、日本の最低賃金、給与水準が低いということはメディアで言われているので理解している。しかし、こういう法制化をしてしまうと、中小企業や零細企業が経済的に非常に圧迫され、経営困難になっていくのではないかと考える」「地域や地方からこうした意見書を国に提出することが町民の生活向上につながると思う」「大企業はだいぶ賃金が上がってきたと思うが、中小企業や零細企業はちょっと置いていかれている。全体的に盛り上げていけないといけないのかなと思う。しかし、職種によっても違うので地方議会から提出するのはどうなのかなと感じている」「最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うというのはどうかと思う」「大都市圏と地方では物価も違ってくるし報酬も変わってくる。全国一律はどうかと思う。また、足りない分を国が補填するというようなことも求めているのは違和感がある」などの意見が出ました。

付託された陳情の審査を終了し、討論・採決を行いました。反対討論二人、賛成討論一人が行い、審議した陳情 1 件の採決の結果は、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上が、陳情第 2 号の審査の経過と結果であります。

議員各位の慎重なる審議をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長報告を終わります。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これで第一常任委員会委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

議長

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものと決めています。

陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起 立 少 数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 起立少数です。

したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

日程第17、発議第3号「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長

(吉 筋 恵 治 君) お諮りします。

本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された意見書につきましては、議長名をもって衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣に提出いたします。

日程第18、発議第4号「地震財特法の延長に関する意見書の提

	出について」を議題とします。
	職員に議案を朗読させます。
	(職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) お諮りします。
	本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思
	います。
	御異議ありませんか。
	(「異議なし」と言う者多数)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。
	これから発議第 4 号を採決します。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」と言う者多数)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。
	したがって発議第 4 号は原案のとおり可決されました。
	ただいま可決された意見書につきましては、議長名をもって衆
	議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部
	科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特
	命担当大臣に提出いたします。
	ここでしばらく休憩します。
	(午前 10 時 29 分 ～ 午前 10 時 40 分 休憩)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
	日程第 19、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議
	題とします。
	第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定に
	よって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があ
	ります。
	お諮りします。
	委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御
	異議ありませんか。
	(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 20、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 21、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

(午前 10 時 53 分 ～ 午前 11 時 10 分 休憩)

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 お諮りいたします。 町長から議案第 72 号及び議案第 73 号が提出されました。 これを日程に追加し、追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1 及び追加 1 の第 2 として議題にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者多数)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。 議案第 72 号及び議案第 73 号を日程に追加し、第 4 号の追加 1 の第 1 及び追加 1 の第 2 として議題とすることに決定しました。 追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1、議案第 72 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算 (第 8 号)」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第 72 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算 (第 8 号)」について、提案理由の説明を申し上げます。 今回の補正は、令和 6 年 8 月 22 日から 23 日にかけて発生した豪雨、及び、8 月 26 日から 9 月 1 日にかけて発生した台風 10 号に伴う豪雨により被災しました公共施設等の復旧対応に必要な経費を計上するものと、河川護岸における災害の拡大を防止するため、河川改修事業に関する経費を計上するものでございます。 お手元にお配りしました参考資料にありますように 8 月 22 日から 23 日にかけて発生した豪雨につきましては、連続雨量が天方観測所での数値で、282 ミリメートル、時間最大雨量につきましては、同観測所での数値で、22 日 18 時から 19 時にかけて 62 ミリメートルを観測、また、8 月 26 日から 9 月 1 日にかけての豪雨は、

連続雨量が大河内観測所での数値で 592 ミリメートル、時間最大雨量につきましては、同観測所での数値で、27 日 0 時から 1 時に 47 ミリメートルを観測しており、猛烈な豪雨となりました。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 49,500 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,892,548 千円とするものであります。

第 2 表地方債補正につきましては、緊急自然災害防止対策事業であります。本補正予算の土木費に計上しております町単独河川改修事業の財源として増額する変更でございます。

それでは、以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、8 款 3 項 2 目河川維持改修費 4,500 千円につきましては、鍛冶島地内の準用河川椿沢川において既設護岸構造物の下部欠損が確認されたことから、災害の拡大を防止するための改修工事を行うにあたり、測量設計業務委託料を計上するものでございます。

11 款 1 項 1 目農業用施設災害復旧費 6,000 千円につきましては、農業用施設に係る崩土、排水路の閉塞、水田への土砂の流入等に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

2 目林道災害復旧費 5,000 千円につきましては、林道の路肩崩落、崩土等に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 34,000 千円につきましては、町道の路肩崩壊、土砂の流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 45,000 千円につきましては、災害復旧費の財源として計上するものでございます。

22 款 1 項 5 目土木債 4,500 千円につきましては、町単独河川改修事業に対する財源として緊急自然災害防止対策事業債を計上す

るものでございます。

以上が、令和6年度森町一般会計補正予算(第8号)の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 追加議事日程第4号の追加1の第2、議案第73号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま追加して上程されました議案第73号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度林道施設災害復旧事業林道大尾大日山線災害復旧工事の建設工事に係る契約の締結でございます。

工事の概要につきましては、令和6年2月19日から20日にかけて発生した豪雨により被災した、天方地区嵯塚地内における林道施設、延長102メートル、簡易法枠工3,803.2平方メートル、補強土壁工34.2平方メートルの林道施設災害復旧工事一式であります。

当工事箇所は、国有林内に位置しており、工事施工にあたっては、林道として使用する法面を含む範囲の無償貸付契約を天竜森林管理署と事前に締結しておく必要があります。

令和6年6月19日に災害査定を受け、復旧計画の承認を得てから、貸付契約締結まで4か月程度見込んでおりましたが、協議及び書類の作成等、契約締結に向けた手続きを円滑に進めることができ、天竜森林管理署と令和6年9月12日に無償貸付契約を締結することができたため、今回追加で提案させていただきました。

去る、9月20日に指名競争入札を行った結果、周智郡森町睦実1497番地、大沼建設株式会社、代表取締役大沼賢吾が落札いたし

ましたので、同社と建設工事請負契約を契約額 2 億 1,637 万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、工事期間といたしましては、令和 6 年 10 月 7 日から令和 8 年 3 月 20 日までを予定しております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 10 時 53 分 ～ 午前 11 時 10 分 休憩)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議長が認定第 2 号の認定議案に対し、最終項「認定することに決定しました」という発言を「決定することに決定しました」と発言いたしました。

正しくは「認定することに決定しました」です。

お詫びをして訂正をいたします。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1、議案第 72 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員 (佐 藤 明 孝 君) それでは補正（第 8 号）について、質問をさせていただきます。

まず、事項別の 8 ページ、お願いいたします。真ん中の 2 段に産業課とあります。

ここの工事によってどうしても出てしまう除去すべき崩土ですが、この崩土の処分先をまずお聞きしたいと思います。

そして、これら工事に携わる会社、企業がどこになっているのかという点、崩土の土についての処分先をお聞きしたいと思います。

さらに、下の建設課についても崩土除去ということでかなり出

議 長
産業課長

ると思いますけれども、ここの除去した土の処分先をお聞きしたいと思います。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 産業課長。

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

7・8ページの中段になります。11款1項1目、2目の関係でございます。崩土除去等作業手数料ということでございます。その残土、崩土等の処分先ということでございますが、基本的に森町で崩土除去のところが一番近いところが広域農道沿いのみつかわ病院の隣に袋井市残土処理協同組合がございしますが、そちらが処分の持っていく場所になっております。以上でございます。

議 長
建設課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 建設課長。

（ 岡 本 教 夫 君 ） 建設課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えいたします。

事項別明細書の7・8ページ、11款2項1目崩土除去等手数料の残土処分の関係の御質問でございます。

私どもの今回の案件につきましては、事前に参考資料ということでお配りさせていただいておりますが、この中のNo.14一宮大久保地内とNo.27の薄場地内、この2件の崩土が大変多いということでございます。

まず、一宮大久保につきましては、今産業課長が申し上げましたが、袋井市建設残土再生事業協同組合、袋井市三川に運搬処理ということでございます。

それから、No.27の薄場につきましては、一度公民館南側の空き地に仮置きして、少し土に水分が多いものですから、若干乾かした後に、正光建設さんが杉本金属さんの埋立てに利用していただけるということでございますので、こちらの土はそちらに仮置きして水分を飛ばした後に運搬するという計画でおります。以上です。

議 長
産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

参考資料で、農業施設関係で6件、林道施設関係で5件ありますけども、業者につきましてはそれぞれ精通していらっしゃる地元の業者さんに発注をしていきたいということで考えております。以上です。

議 長
3 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 3 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 産業課について、崩土の除去をする会社は地元が発注予定だということで分かりました。

そしてあと建設課の薄場地内における崩土については、水分をはらんでいる関係で公民館の南側に一旦置くということですが、この置く期間というの也被えられているのでしょうか。

議 長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。

天気具合にもよりますが1週間から10日程度、仮置きした後に運搬するということで聞いております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 川岸です。

8 月 22・23 日の豪雨、また 8 月 26 日からの台風での災害ということでたくさんあったのだなということを一覧を拝見して思いました。

またその中で、この 7・8 ページの河川建設維持改修費、椿沢川が護岸欠損、また防止工事のための測量設計ということで、ここが災害として大きかったのか、それともその防止工事ということなので前から計画があったのか、その内容と今回、緊急自然災害防止対策事業債が入れられていますけれども、これを起債するに当たっての条件みたいなものがあるのか伺います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

建設課長

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

7・8ページの8款3項2目河川維持改修費の町単独河川改修事業の委託料の関係の御質問でございます。

こちらにつきましては、場所が鍛冶島地内の準用河川椿沢川がということでございます。

なぜ災害ではなく、緊急自然災害防止対策事業なのかということでございますが、災害復旧事業の国庫補助事業につきましては、河川災害の場合要件がございまして、雨量の基準は当然満たしておるのですが、河川の護岸高の2分の1以上の水位が認められないと、補助事業に採択されないという条件がございまして、現場を確認して、いろいろな角度から写真等撮ってきましたが、その2分の1以上の水位というものがちょっと認められなかったということがありまして、また災害報告は10日以内に行わなければならないのですが、日付が11日ということで、河川の増水の関係もありましてちょっと発見が遅れてしまったということもございましたので、補助事業は断念せざるを得ないということで緊急自然災害防止対策事業に乗せたということでございます。

こちらにつきましては、補助事業の対象にならない準用河川や普通河川の河川改修が対象となるということでございますので、こちらにつきましては、元利償還金の70パーセント交付税措置されるということでございまして、委託料についてもこの対象になるということでございまして非常に有利な起債事業ということでございますので、こちらで計上したということでございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 5番、川岸和花子君。

5番議員

(川 岸 和 花 子 君) 椿沢川の単独河川改修事業の内容を詳しくお願いしたいです。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

建設課長

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの川岸議員の再質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、河川の護岸の現況が石積み護岸になっておりまして、こちらの護岸の下3分の1程度が欠損、剥がれて落ちているような状況になってございます。ですので、今回の委託の中では、河川測量と護岸の詳細設計延長20メートルを計上しているというところでございます。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって議案第72号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第4号の追加1の第2、議案第73号「建設工事請負契約の締結について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐 藤 明 孝 君) 質問させていただきます。

まず、大沼建設さんが落札したということです。契約金額がここに示されてございます。

これにつきましては、消費税等は含まれているのか、いないのか、そして入札に加わった会社は大沼さんのほかに何社ほどあったのかということ、そしてもう一点が今回は指名競争入札となっております。前回、袋井のワシヤマ土建さんが落札した折には、制限付きとなっております。制限がつく場合と少ない場合、こ

議長
産業課長

の基準はどのようになっているのか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

（吉 筋 恵 治 君）産業課長。

（栗 田 俊 助 君）産業課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、今回の2億1,637万円につきましては、消費税を含めた金額になります。

それから、今回指名競争入札ということで7社指名をさせていただいております。その中で大沼建設さんが落札したということでございます。

それから先日は一般競争入札で、今回が指名競争入札ということでございます。

今回の工事につきましては、災害対応の工事の発注ということになります。

今回、なぜ指名競争入札かということでございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律というものがございます。その第7条第1項第4号に災害時においては、手続きの透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害復旧に関する工事にあつては、指名競争入札等を活用する等緊急に応じた適切な入札及び契約方法を選択するよう努めることということで発注者等の責務ということが、この公共工事の品質確保の促進に関する法律の中にございます。そういった中で災害復旧をいち早く進めるということで今回は指名競争入札ということで行わせていただきました。以上です。

議長
財政課長

（吉 筋 恵 治 君）財政課長。

（鈴 木 俊 久 君）財政課長です。

入札の案件ですので、財政課長から答弁をさせていただきたいと思います。

先日の議案に付されました制限付きというものでございます

が、これにつきましては制限付き一般競争入札ということで、条件をつけてその条件を満たした業者であれば、どなたでも応札できますというような案件でございました。

今回のものにつきましては、指名という形ですので、あらかじめ業者については役場の中で発注者側が指名という形で業者を選定しまして、その選定された指名を受けた業者が入札をするという形の入札方法をとっておりますのでその点が違っております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

2 番、清水健一君。

2 番議員

(清 水 健 一 君) 清水でございます。

それでは大沼建設の請負契約でございますけども、先ほど工期が令和7年3月30日までということで、工期をしっかりと示されております。

不慮の災害とかそういうのがなければ普通に工期どおりやっていただけると思うのですけども、その辺の進捗の管理とか、工期のあと残りこれだけ、要するに予定通りに進んでいるかということの管理はどちらでやられるのか、もしくは産業課でやっていたのかということを確認します。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

産業課長

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

工期につきましては令和6年10月7日から令和8年3月20日を予定させていただいております。

工期期間が長くなってございますけども、それぞれ産業課で工程管理をさせていただいて、進めさせていただきたいと思います。

どの工事もそうですが、その都度現場を見ながら、工程管理、業者との打合わせ等を行っておりますので、今回もそのような形の中で工程管理をしながら進めていきたいと思っております。以上です。

議 長
建設課長

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 一点補足させていただきますと、契約しますと業者さんから計画工程表というものが出されまして、何月に何の工事を何パーセントやるということで工程表が出されます。

それに対しまして、月末に工程月報というものが業者さんから提出されます。

その場合に、当初計画しました工程との差が 10 パーセント以上開きが出た場合には、工程の修正ということで、こちらは共通仕様書にもそのように謳いがあるものですから、そのような形で工程の管理を毎月しておるということでございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

4 番、平川勇君。

4 番議員

(平 川 勇 君) 4 番、平川です。

先ほど 7 社の指名競争入札でしたということだったのですが、最高額いくらだったのかということと、予定していた最低額というのを教えていただきたいです。

議 長
財政課長

(吉 筋 恵 治 君) 財政課長。

(鈴 木 俊 久 君) 財政課長です。

平川議員の御質問にお答えします。

まず、入札 7 社ということで最高の入札価格がいくらだったかという御質問です。これにつきましては、税抜き 1 億 9,970 万円でございます。

また、最低の制限価格でございますが、税抜き 1 億 6,056 万円でございます。以上です。

議 長
4 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 4 番、平川勇君。

(平 川 勇 君) 分かりました。

入札結果表は提示していただけるのでしょうか。

議 長
財政課長

(吉 筋 恵 治 君) 財政課長。

(鈴 木 俊 久 君) 財政課長です。

平川議員の御質問にお答えします。

入札の結果につきましては、公表しております。ただ入札の結果だけですので、落札がどうかというのが出ている形になっております。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 10 番、中根幸男君。

10 番議員 (中 根 幸 男 君) ただいまの入札結果表ですけども、毎回契約案件のときに、タブレットに掲載されていますので、今回もぜひ掲載していただきたいと思いますけど、これはタブレットになる前から、従来から結果表は必ず付けていました。

その点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 財政課長。

財政課長 (鈴 木 俊 久 君) 毎回契約議案については、結果表を議会にお持ちしているということでございます。

その件につきましては、今回付いてないという御指摘を受けましたので大変申し訳ないですけども、確認させていただいて改めてお示しさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員 (佐 藤 明 孝 君) 建設課でちょっとお願いいたします。

先ほど工期関係で工程の具合を見て確認をしていると、10 パーセント以上遅れていたら一応調査みたいなことをするというお話だったのですが、これはあくまでも机上に置いて書面だけの確認によるものなのか、担当課職員が例えば現場へ出向いて、現場実査はされるのかどうか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

建設課長 (岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの佐藤議員の再質問にお答えいたします。

工程の修正でございますが、先ほど工程表との差異がということで答弁申し上げましたが、当然、現場を担当課が確認しまして、

工程表通りかどうかという確認をした上で、10 パーセント開きがあるようでしたら、工程の修正が必要という判断になりますので、現場も含めた上での書面での報告ということになります。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川 岸 和 花 子 君) 川岸です。

今回の災害復旧工事の競争入札で契約されたということですが、一般会計の補正の 4 号で、現年発生林道補助災害復旧事業 292,000 千円が予算で上がっておりました。

そちらは 2 件あって林道明ヶ島線と林道大尾大日山線の大変大きな規模の工事だったと印象に残っておりますが、今回の 2 億 1,637 万円というのは、その予算に対して、想定通りだったのか多かったのか少なかったのか、伺います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

産業課長

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

川岸議員おっしゃるとおり 292,000 千円の予算の中で、この大尾大日山線と明ヶ島線、この二つの工事のお金を取らせていただいております。

大尾大日山線につきましては、査定設計の段階から若干金額は伸びております。伸びた理由といたしましては、大雨によりまして搬出、先ほど言いました袋井の処分場まで搬出する距離がありますけれども、掛川地内で台風等豪雨によりまして、ちょっと道が通れなくなったというところもございましたので、そういったところも、また当初の査定設計を設計した段階から今回発注するに当たりまして、設計額の月別の単価がございますので、単価を調整等をさせていただいた結果、若干金額が伸びたということはございますが、全体通しまして大尾大日山線と明ヶ島線、最初に取り

らせていただいた 292,000 千円の中で収まるような形で発注させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

5 番議員 (川岸和花子 君) 今回、国有林が無償貸付けという契約ができたということですが、一応予算でも使用料が計上されていましたがそれはいらなくなったということなののでしょうか。

また、立木の伐採という補償は発生するのかどうか伺います。

議長 (吉 筋 恵 治 君) 産業課長。

産業課長 (栗 田 俊 助 君) 川岸議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の貸付契約につきましては、今回の被災した面積を含む部分の面積、当初は 1 万 6,336 平米で国有林との契約を結んでいましたけれども、今回被災した部分に 2,509 平米を含んで契約後の面積といたしましては、1 万 8,854 平米ということでございます。これは国有林内の林道を通る部分の貸付契約ということで、今開設されている国より森町で使わせていただく分の面積が増えたということで貸付契約を完了したということでございます。

それから流木等の支払いにつきましては、毎年、一時使用の支払いにつきましては、今回工期が令和 6 年度と令和 7 年度ともございますので、令和 6 年度につきましては最初に令和 6 年度予算としてお金を支払うということになっております。

また、一時使用につきましても、そういった形で本年度分は本年度お支払いするということになります。1 年目につきましては、先ほど言いました令和 6 年 10 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日までの一時使用料として 9,354 円、それから 2 年目、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 20 日までの分につきましては 1 万 8,815 円を今のところを一時使用ということで予定してございます。

なお、最初に支払いをするということになってございますの

議 長

で、今月中、工期が始まる 10 月 7 日以前に金額のお支払いを予定してございます。以上でございます。

産業課長

(吉 筋 恵 治 君) 産業課長。
(栗 田 俊 助 君) 流木の補償につきましては、今月末までに 2 万 6,400 円をお支払いする予定でございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 73 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 6 年 9 月 森町議会定例会を閉会します。

(午前 11 時 43 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和6年9月24日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上